

Title	中国における新制度派経済学論争の展開と株式会社制度の改革 - 所有制度とコーポレート・ガバナンス・システムの構築 -
Sub Title	
Author	楊, 錦華(Yo, Kinka)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2006
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.49, No.1 (2006. 4) ,p.63- 83
JaLC DOI	
Abstract	本稿では、近年中国でたたかわされている新制度派経済学をめぐる論争が検討される。特に、中国の新制度派経済学に関する一連のアカデミックな理論研究と、中国の現実の経済改革政策との緊密な関わりについて、また国有企業の制度改革（とりわけ所有制度とコーポレート・ガバナンス・システムの改革）との関わりについて、明らかにされる。更に、中国の新制度派経済学に属する諸学派の、制度のあり方についてのそれぞれの視点の相違に注目し、中国の新制度派経済学自体を3つのグループに分類し、これらの主張の間の異同について検討する。そして、これらのグループが持つ制度観の差異が、基本的な経済システムに対する根本的な認識にとどまらず、実際の中国移行経済の政策提言や、実施プロセスにも強く関わっていることを示す。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20060400-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国における新制度派経済学論争の展開と 株式会社制度の改革*

—所有制度とコーポレート・ガバナンス・システムの構築—

楊 錦 華

<要 約>

本稿では、近年中国でたたかわされている新制度派経済学をめぐる論争が検討される。特に、中国の新制度派経済学に関する一連のアカデミックな理論研究と、中国の現実の経済改革政策との緊密な関わりについて、また国有企業の制度改革（とりわけ所有制度とコーポレート・ガバナンス・システムの改革）との関わりについて、明らかにされる。更に、中国の新制度派経済学に属する諸学派の、制度のあり方についてのそれぞれの視点の相違に注目し、中国の新制度派経済学自体を3つのグループに分類し、これらの主張の間の異同について検討する。そして、これらのグループが持つ制度観の差異が、基本的な経済システムに対する根本的な認識にとどまらず、実際の中国移行経済の政策提言や、実施プロセスにも強く関わっていることを示す。

<キーワード>

新制度派経済学, 「西方主流経済学」, プロパティ・ライツ・アプローチ, 残余コントロール権, 残余請求権, 国家所有, 国有株式会社, 私的所有化, コーポレート・ガバナンス・システム

1. はじめに

本稿の目的は、1980年代末に中国で展開された新制度派経済学の学説研究を通じて、中国の経済改革の実施と経済学研究との関わりを明らかにすると同時に、中国の制度改革の実態を明確にすることにある。中国の経済改革は、漸進的な移行プロセスによって特徴付けられるが、本稿では、国有企業の企業制度、すなわち所有制度とコーポレート・ガバナンス・システム改革の議論に焦点を絞る。更に、新制度派経済学、特にプロパティ・ライツ・アプローチを採用する研究者

* 本稿の作成にあたっては、渡部直樹教授、植竹晃久教授、そして谷口和弘助教授を始め、多くの商学研究科の先生の方々から貴重なアドバイスを頂いた。

1) Property Rights は「財産権」もしくは「所有権」と訳されてきた。もともと財産権や所有権は、法律用語として用いられてきたものであるが、最近、経済学の分野でも多く用いられるようになり、両分野での意味合いの違いが問題になってきている。そこで、経済・法律分野での用語の違いを明確にすることを通じて、当稿における訳語の扱い方を示しておきたい。

日本の法律では、所有権は「民法」において有形物の物権として定義され、所有者が法令の制限内において、所有物に対する使用、収益および処分する権利を指すとされている（「民法」第206条）。財産権について

達に着目して、以上の議論に対する主張の違いからグループ分けし、比較・検討を試みる。具体的には、①国家所有構造がもたらす非効率性、②行政的干渉と国有企業の残余コントロール権の委譲、③経営者への残余請求権の付与、④国有企業の民営化と改革の方向性、という4つの問題について、中国の新制度派経済学の研究者たちが、それらをどれだけ強く評価・主張するかという点に注目し、3つのグループに分けて分析する。

1978年に始まった中国の経済改革は、急速な経済成長をもたらし、比較的良好な経済パフォーマンスを導くことになった。こうした結果が可能になったのは、漸進的なプロセスと呼ばれる中国独自の制度移行方式によるものと考えられている。これは、東欧・ロシア諸国のより全体主義的な移行プロセス²⁾と比べると、中国の経済改革の際立った特徴である。このような中国の改革メカニズムを明らかにするためには、実際に策定された政策とその結果を対比すること自体、重要なことだと思われる。しかし、この移行プロセスのより正確な姿を把握するには、単に、行なわれた政策の結果のみを問題にするのではなく、以上のような政策が、どのような視点から生成されるに至ったのかという点にまで言及し、検討する必要があると考えられる。

中国の場合、1978年に経済改革を実施した時点では、市場経済システムの運営に関して、何の経験も持っていなかった。それゆえに、改革が始まったと同時に、経済学者を中心に、それまで閉ざされていた欧米経済学の思想（主に古典派や新古典派経済学を含めた「西方主流経済学」）が

ては、憲法第29条にて、「経済的自由権として財産権を保障する」（第1項）と同時に、「公共の福祉に適合するように」と定義し制限されている。これに従えば、財産権は所有権のほかに、債権、著作権や特許権などの無形物の財産権を含めた広義的な諸権利を指すと解釈されているのが一般である（森村，1995）。同じ大陸法を採用する中国の法律では、所有権と財産権の定義については、日本とほぼ一致しているとされるが、細かい内容においては、大きな差が見られる。具体的には、中国の憲法では、私的所有経済のもつ権利とそこから得られた利益の保護はつい最近までには記入されておらず、そのほか、物権のほかに、著作権や特許権も非常に狭い範囲内に止まっている（韓，2003）という。それに対し、慣習法を採用する英米諸国では、財産権に一本化しているため、財産権と所有権の区別は問題とされてこなかった（丹沢，2003；韓，2003）とされている。

上記の法律上の解釈にたいし、Barzel（1997）は、「経済学者たちは、はじめは法的な目的で使用されているものとはっきりと異なる用語を作ってきた」と指摘した上で、経済学における property rights の定義を次の2つを含めることと主張する。①「economic (property) rights」としての「財産の価値を享受する能力」（慣習など明文化されていないものも含む）、②「legal (property) rights」としての「本質的に国家が個人に与えるもの」、がそれである。したがって、当論文で主に取扱っている経済学という Property Rights Approach の研究対象は、日本と中国など大陸法の法令制限における所有権と財産権の定義の何れにも広い定義をもつことと言えよう。法律分野と経済学分野での違いを考慮し、当稿は Property Rights (Approach) をあえて日本語訳せず、そのままプロパティ・ライツ（アプローチ）として扱うことにした。

ただし、所々で見られる「所有権」という訳語は英語の ownership に対応しており、「所有の対象である資産の使用、それを通じた便益の獲得、他者による利用の排除、そして譲渡・処分といった権利と結びつけられている」（谷口，2002）とされている。ここでいう所有権は、Demsetz（1967）が指摘したように、「理念型の所有権形態、すなわち共同所有権、私的所有権と国家所有権」と対応し、上記の説明における権利に対する法的規定を限定するものである。

- 2) 漸進的な移行プロセスとは、初めから中国全土で一気に特定の政策を実行するというよりも、まず特定の地域や産業を実験対象とした経験から学習し、さらなる実験を重ねたうえで、徐々に制度化を進めるというものである。つまり、一種の試行錯誤の移行プロセスにほかならず、ある特定の時期に提示された政策（制度）は、以前の政策（制度）改革の結果であると同時に、次の時期の政策（制度）を模索する土台となることである。

次々と移入され、これらの理論を中国の現状に適合させて、移行経済の政策提言のために活用しようとしたのである。実際、彼らの経済や企業に関わる研究成果は、現実の経済政策に反映され、更に、彼らの助言や理論をベースにした政策が実施された後も、政策実施によって生じたさまざまな問題に対応するため、新たな理論と政策的な指針の提示が、強く要請されるようになったのである。こうした政策と理論との間の相互依存性の強さというものが、1978年以降の経済改革の際立った特徴であると考えられる。従って、中国の改革政策の状況や移行経済の性格を明らかにするためには、中国における企業・経済研究の流れを論理的に分類したうえで、研究上の争点と内容を詳しく検討することが必要と考えられる。

とくに、1980年代後半以降に導入された新制度派経済学（New Institutional Economics, 以下はNIEとする）のアプローチは、当時の中国が直面した諸問題（価格メカニズム導入の失敗、そして国有企業改革の失敗など）の解決のための必要な理論的根拠を提供する、という要請の下に展開されてきた。本稿は、この中国におけるNIE理論の中身を論理的に検討することを通じて、中国の経済改革における所有制度と国有株式会社のコーポレート・ガバナンス・システムの実態を明確にすると同時に、中国の制度改革の意義と問題点を明らかにすることを旨とする。

本稿は以下、次のように構成される。まず、第2節では、改革後「西方主流経済学」を中心とする研究アプローチが中国に導入された事情に触れつつ、1980年代後半にNIEが中国に導入された当時の社会的背景と理由を明らかにする。そして、NIEを概観したうえで、移行経済の制度改革と緊密な関わりを持つプロパティ・ライツ・アプローチの主要な論点を整理する。次に、第3節では、中国の新制度派経済学の研究者達の論点の違いに着目し、これらの研究を3つのグループに分類する。そして、4つの主要なトピックスに沿って、それぞれのグループの議論に関する分析と検討を試みる。最後に第4節では結語を述べる。

2. 中国における新制度派経済学の展開とプロパティ・ライツ・アプローチ

(1) 「西方主流経済学」の導入と制度研究の展開

1978年に経済改革が行なわれると同時に、経済学の研究分野においても規制緩和が見られ、さまざまな経済思想が紹介されるようになり、政府の経済改革に対しても、それらの成果が大きな影響を持つようになった。1980年代後半、経済改革の進行が期待されていたものの、従来の計画経済体制（統制価格、および国有企業が支配する産業界）は依然として機能していた。そのために、予期せぬ深刻なインフレーションが発生し、社会的混乱を招く最悪の事態が生じた。この価格システムの導入の失敗の背後には、国有企業改革の失敗があるとされ、その結果、経済改革の本来の意味、つまり計画経済システムから市場経済システムへの移行の意味について、中国の研究者達は、あらためて考えるようになった。

改革当初から1980年代後半までは、古典派や新古典派経済学をはじめとする「西方主流経済学」から出発して、ケインズ経済学へ、そして更に、開発経済学や経済成長論へといったように、さまざまな経済理論が次々と導入され、経済改革を実行するための理論的な裏づけとなることを

要請された³⁾。しかし、これらの理論に沿って策定された経済政策は、ある一定の経済効果をもたらしたものの、従来の経済体制と市場メカニズムとのギャップを拡大させ、1988年には、深刻なインフレーションを引き起こした。また、経済改革の当初から強調された国有企業の改革においても、企業に自主権を与え、従業員に働くモチベーションを与えるためのさまざまな政策が打ち出された。しかし、どれも長期的にみて、経営状況の改善にはつながらなかった。

一方、若手の国内研究者と海外留学の経験をもつ研究者⁴⁾によって導入されたNIE、とりわけその中でも、市場システムを「所有権を個人に帰属させるための制度」とみなす、プロパティ・ライツ・アプローチは、移行経済が遂行すべき制度改革そのものに関わるものとされ、大きな関心を集めることとなった。

中国のNIEは、法的所有制度と経済的なプロパティ・ライツに関わる問題、特に、企業の残余コントロール権や残余請求権をいかに帰属させるかという問題を中心に展開されている。とくに、1991年の国有株式会社の誕生と同時に、中国の国有株式会社におけるコーポレート・ガバナンス・システムの構築について、激しい論争が巻き起こった。その中でNIEは、「1980年代末から1990年代にかけて、中国に導入された多くの理論的アプローチの中でも、最も成功した経済理論である⁵⁾」と評価されている。

中国の経済改革の試みの中で、プロパティ・ライツ・アプローチは、アカデミックなレベルで大いに注目されただけでなく、実際に政策にも応用されてきた。それは、主に2つの研究方向に沿って展開されてきた。

すなわち、①国有企業におけるプロパティ・ライツ制度やそれに関連する企業内のインセンティブ・システムをめぐる研究、②市場経済システムへの移行プロセスを分析対象とする研究、である。本稿は、主に前者の研究に関わる問題、すなわちプロパティ・ライツから見た、国家所有制度の非効率性、および国有企業における経営者の残余コントロール権の付与や、インセンティブ・メカニズムの欠如がもたらす結果（趙守国 1995a, 1999；程恩富 2000；程恩富・伍山林 2001；楊瑞龍 1993, 1995, 1996；張軍 1994, 1997；周其仁 1996；張維迎 1994, 1995a, 1995b, 1995c）について議論する。後者の移行プロセスに関する研究については、NIEのほかに、公共選挙論をはじめとする新政治経済学と呼ばれる研究アプローチ、あるいは旧制度派やネオ制度派アプローチの議論とも深く関わっている。そのため、本稿では紙面の関係上、詳しくは触れられないが、より包括的・総合的な研究が必要とされると考える⁶⁾。

3) 1978年以後の中国における「西方主流経済学」の研究の流れとそれが導入された背景については、張(2000)を参照されたい。

4) 中国では、国内の大学で高等教育を受け、博士学位を取得した研究者を「土博士」と呼び、海外の大学で高等教育を受けた博士学位を取得した研究者を「洋博士」と呼んでいる。1980年後半から盛んになった制度経済学の研究はまさしくこの若手の「土博士」と「洋博士」が中心になって、展開されたものである。

5) 盛洪(1996), p.71。

6) 移行プロセスに関する中国研究者の分析のなかで、デムゼッツやチャンの分析方法を応用し、中国の特有的な状況に当てはめ、詳しい状況分析を展開する研究は、張曙光(1992)、樊綱(1993, 2000)、盛洪(1991, 1996, 2002)を参照されたい。

(2) 新制度派経済学とプロパティ・ライツ・アプローチ

NIEは、経済活動において、価格システム以外の多様な制度が果たす役割に焦点をあて、そうした制度の発生と存続のメカニズムを分析するアプローチである。かつて、20世紀初頭から1930年代にいたるまで、全体性という観点から経済の制度的側面の重要性を主張した研究プログラムが存在した。それは、ソースタイン・ヴェブレン (Thorstein Veblen) やジョン・コモンズ (John Commons) などによって展開された制度派経済学——もしくは旧制度派経済学——といわれるものである。これに対して、NIEは、新古典派経済学の基本的分析方法を受け継ぎながらも、新古典派において与件とされていた制度を分析の中心にすえる新しい制度の経済学という意味で、新制度派経済学という名がつけられたのである。⁷⁾

NIEは、一般に次の3つの研究アプローチを含んでいるといわれている。つまりそれは、プロパティ・ライツ・アプローチ (Demsetz 1967; Alchian and Demsetz 1973; Cheung 1968; Hart 1976)、取引費用アプローチ (Coase 1937, 1960; Williamson 1975, 1985)、そしてプリンシパル・エージェント・アプローチ (Jensen and Meckling 1976; Jensen 1988) のである。⁸⁾

NIEは、研究プログラムに用いられる方法、個人行動についての分析、および市場や企業の見方に関して、新古典派経済学、旧制度派経済学 (Old Institutional Economics, 以下はOIEと略称する)⁹⁾、およびその後継者であるネオ制度主義 (Neo Institutionalism) のから影響を受けていると見られる¹⁰⁾。しかし同時に、NIEは、後者の2つの研究アプローチとは大きく異なっている。これらの間における相違点は主に次のようにまとめることができよう。すなわち、グレンヴェーゲンとプロメン (Groenewegen and Vromen 1997) によれば、NIEは、方法論的个人主義の立場に立ち、新古典派研究プログラムにおける理論的ハード・コアを継承しつつも、いくつかの重要な仮定 (特に、合理性に関する経済主体の行動制約) を修正した上で、企業やガバナンス構造など制度配置の効率性を分析するアプローチであるという¹¹⁾。NIEにおける経済主体は、新古典派経

7) Williamson (1975).

8) これに対し、Rutherford (1999) はあくまで方法論の観点から、NIEの検討を試み、以下の研究アプローチについて言及する。つまり、①プロパティ・ライツ (Demsetz 1967; Alchian and Demsetz 1973; Cheung 1968) とコモン・ロー (Posner 1977, 1981) を主とする研究、②レント・シーキングと分配結託 (distributive coalition) 活動などを含む公共選択のプロセスに関心を持つ研究 (Olson 1982; Buchanan 1978; Mueller 1989)、③組織を考察し、コース (1937) から始まりウィリアムソン (1975, 1985) によって展開された取引費用経済学、④ジェンセンとメックリング (Jensen and Meckling 1976) が主張するプリンシパル・エージェント理論や⑤ハート (Hart 1976) を代表とする不完備契約理論、⑥ゲーム理論から社会制度およびその進化を分析するアプローチ (Schotter 1981)、⑦経済史の視点から制度の発生と変化を考察する新経済史アプローチ (North 1981, 1990)、⑧自発的な制度の見方と進化の側面から多様な制度を解釈しようと試みるオーストリア学派 (Hayek 1967, 1973, 1979; Langlois 1986) と、⑨ネオ・シュンペーターリアン (Nelson and Winter 1982) である (1999, pp.2-3)。

9) 主に19世紀末に成立したアメリカ制度主義のことを指す。一方、アメリカ制度主義とその伝統を受けついでネオ制度派の両方を旧制度主義 (The old institutionalism) と呼ぶ見方 (Rutherford 1999) もある。Rutherfordは旧制度主義をさらに2つの流れに分けている。一つは、技術変化が制度に与える影響を考察するヴェブレンの流れであり、もう一つはコモンズの伝統を受け法律やプロパティ・ライツおよび組織の変化が経済取引と所得分配に与える影響を強調する流れである (Rutherford 1999, pp.1-2)。

10) 渡部 (1991) を参照されたい。

11) 科学哲学者のラカトシュ (Lakatos 1970) は、研究プログラムの方法論 (MSRP) を提示した。それは、

済学で仮定されている経済主体と比べると、情報の非対称性、限定合理性、さらに機会主義的行動などという制約の下で、合理的・経済的行動を追求すると仮定される。さらに、NIEにおいて企業は、限定合理性に基づき、生産費用と取引費用を勘案しながら、他企業と競争し、市場での淘汰の中で生き残りを図るものと想定されている¹²⁾。

それに対し、旧制度派・ネオ制度主義は、集団や制度環境が経済主体の行動を決めるという方法論的全体主義をとる。旧制度派・ネオ制度主義は、市場競争による選択の中立性を否定し、市場の効率性を仮定しない。彼らは、利害集団間のコンフリクトや権力闘争こそが、私的秩序の失敗をもたらすと考える。この場合、政府による市場への干渉、および公的制度の存在が、市場秩序を整えると期待されている¹³⁾。

以上のような旧制度派・ネオ制度主義の方法とは異なり、NIEは、方法論的個人主義に基づき、取引費用といった概念を用い、市場の内外で行われる交換・契約の観点から、制度の効率性に関する分析を展開する。それでは、NIEの中の有力なアプローチであると同時に、中国でのNIEではまさにコアのプログラムとなっている、プロパティ・ライツ・アプローチとは何なのか、その基本的な研究対象・方法はいかなるものであろうか。一般に、プロパティ・ライツ・アプローチは、所有権など法的制度により決められた法的プロパティ・ライツに注目する研究と、法律で定めておらず、不完備契約のもとで発生する経済的プロパティ・ライツ（たとえば、残余権

、理論というものが、同じ理論進化の過程にある一連の理論集合（＝研究プログラム）として捉えられ、そしてこのプログラムが、ハード・コアと呼ばれる固い理論的仮説と、ハード・コアを反証からまもるための防御帯と呼ばれるもの、そしてこのプログラムをより理論的に進化させるための積極的発見法といったもので出来上がっていることを示したものである。Latsis (1972, 1976) は、新古典派経済学の分析のためにこの方法論を適用し、そこにおける科学的な説明方式が、状況決定論 (situational determinism) もしくは単一退路モデル (single-exit model) と呼べるような研究プログラムものに依拠している、と主張する。この単一退出状況とは、「個々の行動者が持つ選択は単に状況的制約と障害物 (obstacles)、それに行為者の選好等を含む状況的環境によって決定される状況」を仮定することにより、この状況の中から唯一の解が演繹的に導出されるという説明方式である。

グレンヴェーゲンとプロメン (Groenewegen and Vromen 1997) は、ラトシスの主張を引用しながら、新制度学派がこの状況決定論を継承する一方、経済主体が置かれた制約状況（すなわち、防御帯）を修正するものであると指摘する。新古典学派におけるハード・コアは、エッゲルトソンによれば、「安定的選好、合理的選択モデル、および相互作用の均衡構造である」とされるが、ヌードセン (Knudsen 1986) は、新古典学派の防御帯は、「行為者が直面する状況制約の仮定と、行為者が自己の状況に関して持っている情報タイプの仮定と、研究される相互作用のタイプの仮定」という3つの要素であるという。プロメン等によれば、それに対してNIEにおいては、経済主体は「十分に定義された制度環境の中で、(取引)費用最小化、限定された合理性と機会主義等の特徴を持つ」ように仮定されるという。つまり、NIEでは、新古典派の完全情報、行為者の完全合理性といった仮定に換え、情報の不完備性、行為者の合理性の限界といったものを導入し、制度自体の生成と発展を含む分析を可能にしたという。このプロメン等の指摘は、研究プログラムに関する記述には、多少不明確・曖昧な点があることは否めないが、新古典派経済学と新制度派経済学との方法的相違を理解する上で、それなりの意義は認められる。

しかし、プロメンやエッゲルトソン等のラトシスの提示したMSRPに対する理解、ならびにそれに依拠して新古典派経済学を分析したラトシスの主張に対する理解には、不十分なものがある。特に、ハード・コアと防御帯の関係の理解は不正確である。また、状況決定論と単一退出状況とは、同一のものではない。ちなみに新制度派経済学は、状況決定論であるが、単一退出状況ではなく、多角的退出 (multiple exit) と呼べる状況を仮定している。この点に関しては、Latsis (1972) を参照。

12) Groenewegen and Vromen (1997), p.36.

13) 前掲書, p.36.

利など)に注目する研究の2つの研究の流れがある、とされている¹⁴⁾。

法的プロパティ・ライツに注目する研究には、Demsetz (1967) や Cheung (1982) 等の研究が代表的なものである。テムゼッツやチャンは、私的所有制度の方が、権利の帰属が明確でありかつ非排他的であるゆえに、取引費用の観点から見て優位性を持ち、効率的な制度であると主張する。しかしこの際、テムゼッツは、契約費用の差異から、共同所有制度と私的所有制度の効率性を比較しようとするのに対し、チャンは制度の運営費用の側面から共同所有制度と私的所有制度の効率性の差を指摘する、といった相違がある。

それに対し、不完備契約がゆえに発生する残余権利といった経済的プロパティ・ライツに注目する研究は、これらの権利構造が制度の効率性に与える影響に注目する。これらの研究には、①企業における物的資産に対する残余コントロール権を確保することが、残余利潤の獲得において特に重要であると強調し、関係特殊投資の際の垂直統合(すなわち、所有権を獲得する)の有効性を主張する研究(Grossman and Hart 1986; Hart 1989; Hart and Moore 1990)と、②チーム生産におけるメンバーの機会主義行動に注目し、組織におけるモニタリング費用の重要性を主張する研究(Alchian and Demsetz 1972)がある。

①②とも機会主義行動によってもたらされる非効率性を防ぐためモニターとしての所有経営者を置くという、古典的資本主義企業の合理性を評価する。また、彼らは利潤分配型企業と株式公開企業の効率性にかんする比較的分析を行ない、利潤分配型企業が、小規模で専門性の高い職業にのみ適するとする。その研究においては、株主が経営を直接コントロールする代わりに、取締役や経営者の選任を通じ間接的にコントロールすることの論理的妥当性が示され、そのため株式会社における「経営者支配論」に対しては、強くこれを否定するスタンスを主張する¹⁵⁾。

3. 国有株式会社の制度改革と新制度派経済学の論争

中国のNIEでは、研究プログラム的一般的理解に対してはある程度の共通認識はあるものの、個々の問題認識においては研究者の間で大きな相違も見られる。特に、国有企業もしくは国有株式会社への残余コントロール権の委譲¹⁶⁾、経営者への残余請求権の付与、民営化および改革の方向性に関しては、明らかな議論の相違が見られる。本稿は、これらの相違点に着目し、中国のNIEを3つのグループ¹⁷⁾に分け、それぞれの主張を検討していく。

14) Barzel (1997), p.3 (邦訳 p.1).

15) 詳しい分析は Alchian and Demsetz (1972) を参照。

16) 1980年代後半に発生した深刻なインフレーションと社会的不安をきっかけに、国有企業の一部は積極的な改革政策により、非国家所有(集団所有、外資所有、私的所有など)に変更され、あるいは株式化されるようになった。現在では、国有資本が支配的な地位を占めているのは、①国家資本が100%を占める国有企業ならびに「国有独資会社」②一般的な個人株主も存在するが、国家が筆頭株主で経営意思決定に決定的な発言力を持つ「国有株式会社」である。この「国有企業」と「国有独資企業」(以下は両者とも「国有企業」と称する)、および「国有株式会社」の工業総生産が、産業全体の40.78%(2002年時点)を占めている。

17) ここで3つのグループに分けることは、あくまでも議論の相違および、中国の新制度派の研究における論争をより明確に、分かりやすくするために行なうためである。また実際に、中国の新制度派がこのような3ノ

表1 中国NIEにおける3つのグループ及び基本的な見解

論争のトピックス	国有経済派	混合経済派	市場経済派
国家所有構造がもたらす非効率性の原因	政府の管理・監視機能と企業の経営機能が不明確(行政的な干渉)であること	行政による侵害, 国家所有権が非排他的であること	「国家レント」に基づくインセンティブ・システム, 「廉価の投票権」
行政的干渉と残余コントロール権の委譲の程度	残余コントロール権の過剰的委譲を批判し, 制度的制約による経営者への拘束力の強化を主張	多数の行政代理関係から発生するエージェンシー費用を指摘し, 残余コントロール権の企業への委譲を主張	企業への残余コントロール権の委譲は十分であるが, それに見合った残余請求権によるインセンティブを与えるべきと主張
経営者への残余請求権の付与の可否	付与しない	付与しない	付与する
国有企業の民営化と改革の方向性	「公的所有」ないし国有持株会社の維持を推奨	政府の役割を市場の失敗を補うことに限定し, 国家所有を一部保持し, 分野別に非国有所有構造を推奨	国家所有株の債権化, 「最終的コントロール権」の放棄, 非国家所有による買収を推奨

3つのグループとは、①国有経済派（趙守国、程恩富、伍山林、等）——経営者への残余請求権の付与を否定し、国有プロパティ・ライツの維持を主張し、民営化に対して非常に慎重な立場を取る、②混合経済派（楊瑞龍、張軍、趙曉雷、等）——国有プロパティ・ライツを一定の範囲内に抑えたなかで、私的プロパティ・ライツの導入を認める一方、国家所有を擁護するため、残余請求権の経営者への付与を否定するという、中国の現状を配慮した漸進的な制度移行プロセスを主張する、③市場経済派（周其仁、張維迎、等）——国家所有株を債権化し、市場競争を通じて、非国家所有形態の企業による国家資産の効率的な運営を推奨すると同時に、経営者への残余請求権の付与も積極的に推進する立場をとる、である（以上についてのまとめとして、表1を参照）。

これらの中国NIEの3つの流れは、いかなる理由から生まれたものであろうか。それは、NIEで用いられる組織と市場という観点から見ると、経済改革に際して、今までの国家所有という組織による調整メカニズムに対して、どれだけ市場による価格メカニズムを重視するのかという視点の相違から生まれたものといえる。それは同時に、漸進的な経済改革路線のスピードの速さに対する視点の違いでもある。

以下、中国のNIEの議論を前掲の4つのトピックスに絞って彼らの議論を再構成して検討する。

(1) 国家所有構造がもたらす非効率性

中国のNIE研究者の殆どは、この国家所有の所有構造の非効率性を指摘している。しかし、その非効率性をもたらした制度的原因については、それぞれ異なった視点から問題点を指摘している。

3つのグループ・学派に公式に分けられているというわけではない。この分類は、問題の明確化のために、筆者自身の観点から分類したものであることを示しておきたい。

まず、国有経済派は、国家所有構造において、所有権は所有者たる国家に明確に帰属されると主張する。彼らによれば、国家所有構造の特徴は、国家が国家資産に対し統一した所有権を持つと同時に、多段階にわたる組織構造をもって、国家資産を管理することにあるという。これを踏まえたとえ、国有経済派は、国有企業の非効率性、国家の所有者としての監督・管理機能と、企業の法人としての経営機能が明確にされていないことに由来するものであると強調する（趙守国 1995, 1999；程恩富 2000；程恩富・伍山林 2001）。

次に、この国有経済派の主張に対し、混合経済派に属する新制度派経済学者は、国家所有の所有構造における国家所有者の権利が、法律上確実に守られていないことを指摘し、経営目標の側面から、国有企業の非効率性を分析しようとする。彼らによれば、所有権が、国家もしくは（国家資産を管理するエージェントの）政府に保有されることが、非効率をもたらす原因であるという。なぜなら、一般的な個人所有者と異なり、国家や政府は国家財産を管理する際に、「利潤最大化」に基づく経済的効率を犠牲にする代わりに、（経済成長や、就業率、社会的安定性、政府の権威、等）社会的・政治的目標を企業に課する傾向を持ち、「利潤最大化」に基づいた、経済的効率を追求するインセンティブに欠けているためと主張する（楊瑞龍 1995, 1996；趙曉雷 1997, 2000；張軍 1993, 1994, 1997）。その場合、たとえ企業業績が悪化しても、政府は企業側に実質上の経営責任を負わせることができず、公的資金による救済をもって問題を解決することになるという。

それに対し、市場経済派に属する研究者たちは、国家所有形態の非効率性を論ずる際、国家所有プロパティ・ライツにおける残余権利、すなわち権利が実際に行使される状況が、経営効率に与える影響に注目し、分析を行なう（周其仁 1996, 2000, 2002；張維迎 1995a, 1995b, 1995c, 2001）。

市場経済派のなかで、周其仁（2000）は国有企業の「所有者の不在」の問題に言及し、資源の「法的所有権」と、それが運用される際、実際に現れる「経済的所有権」との乖離を指摘する。彼は、「公的¹⁸⁾所有制度」における「人的資源」に対するインセンティブ効果が低いこと、「公的¹⁸⁾所有企業（国有企業）」の非効率性が発生すると主張する。周によれば、社会主義の「公的¹⁸⁾所有経済」において、法律上では、「人的資源」を含め、あらゆる資源の私的所有権が認められず、市場での自由な取引が排除されているという。この公的¹⁸⁾所有経済における「公的¹⁸⁾所有企業」は、一般的な「契約の束」である企業と異なり、市場メカニズムから離れた「非契約的企業」である。

個人が自らの「人的資源」を利用し、価値の創造に努力するかどうか、いわゆる「人的資源」へのコントロール権の行使は、「法的権利」の取決めではなく、実際の「経済的権利」を持つ所有者に与えられるインセンティブ・メカニズムに依存する。計画経済システムでは、「公的¹⁸⁾所有」資源の実際の利用によって生ずる資源の価値を享受する権利を持つのは、それぞれの個人である。

18) 中国の国有企業の前身は「全人民所有制」国営企業であり、国民全体による「共同所有（中国語で「公的所有」と呼ぶ）の所有形態である。現在の国家資産というものは、国民の全体は集団として持つことから、その究極な所有者はそれぞれの国民に在ると考えられている。そのため、中国の企業形態に関する研究のなかで、「国家所有」と「集団所有」（たとえば、郷鎮企業）はそれぞれ「公的所有」における一つの形態として扱われている。したがって、日本でいう「公的所有」や「共同所有」との定義とは少々違いがあるため、当論文では中国語の「公的所有」をそのまま用いることにする。

しかし、国有企業の従業員に対しては、行政的階級地位や物質の配給による「国家レント」¹⁹⁾に基づくインセンティブ・システムが採用されている。それは「私的所有経済」における利潤によるインセンティブ・メカニズムに比べ、競争の優位を持たないため、同等な条件で競争する場合、必ず淘汰される、と周は強調する。したがって、「人的資源」が市場で取引されることが、「公的所有経済」の改革において最も根本的なことである、と主張する。

同じく、市場経済派の張維迎 (1994, 1995a) は、「企業組織の効率性は、インセンティブ問題と経営意思決定者の選任問題によって左右される」²¹⁾と述べ、国有企業の非効率性は、特に後者、即ち政府の行政的な基準に基づく経営者の選任制度によりもたらされていると指摘する。その理由について、張は次のように分析する。²²⁾つまり、国家所有構造において、政府は国家所有者のエージェントとして国家資産を管理し、「最終的コントロール権」(経営者を選任する権利)を持つが、国家資産の残余請求権を持たない。企業のプロパティ・ライツ構造における残余請求権と「最終的コントロール権」が分離する場合、「最終的コントロール権」の所有者は、経営リスクを負う責任を持たないため、コントロール権はただ単に「廉価な投票権 (cheap voting right)」に過ぎない。そのため政府は、企業の経営リスクを負い、有能な国有企業の経営者を選ぶといったインセンティブは持ちえないと考えられる。²³⁾

張によれば、「請負制度」から「国有株式化」に変更した国有企業の改革(国家が企業側より残余請求権を回収したため)というものは、「インセンティブ・メカニズムを弱体化させる一方で、経営者の選任問題を解決しなかったため、改革を後退させた」²⁴⁾という。このことから彼は、国家所有の所有権構造を株式化するというスキームよりも、むしろ所有権を債権化したほうがより効率的である、²⁵⁾と主張する。

(2) 行政的干渉と国有企業の残余コントロール権の委譲

前述したように、欧米出自のオーソドックスなプロパティ・ライツ・アプローチにおいては、残余コントロール権を持つことによって、残余利潤を獲得することが可能になるため、所有権と残余コントロール権を統合することは高く評価・奨励されている。しかし、中国における初期の

19) 計画経済において、政府が定めた生産計画が完成されるかどうかは別として、生産に投入される資源は必ず何らかの経済的利益を生み出すことになる。この経済的利益は一種の「国家レント」である(周 2000, p.9)。

20) その理由として、周は以下の3つを挙げている。①限られた「生活資源」など物質的な配給であるため、それに対する取引・投資の権利が禁じられていること、②「国家レント」に対する請求権とコントロール権のアン・バランスの状況(獲得可能な「国家レント」の数が限られているため、その代わりに政府は「国家レント」へのコントロール権を与えることを通じて、不足分を補っている)と、それがもたらす権限の濫用と非効率性、③行政的な地位の獲得という「国家レント」の競争基準がもたらす短期的な経営行動を招く危険性を持つこと、がそれである(周 2000b, pp.10-11)。

21) 張維迎 (1994), pp.290-291。

22) 以下の内容は張維迎 (1994), pp.290-293 と張 (1995a), pp.305-306 を要約し、まとめたものである。

23) 張維迎 (1995a), p.306。

24) 前掲書, p.306。

25) この点については、後に第3節(4)で詳しく説明することになる。

国有企業改革は、NIEのこの理論的インプリケーションとは相反する方向に進められてきた。つまり、国家は所有権を保持しながらも、残余コントロール権を企業側に委譲したため、経営者は、事実上、国家資産を自由に行使する権利を持つようになった。しかし、すでに指摘したように現状は、エージェントである政府機関は依然として企業の経営に行政的干渉をするものの、究極の所有者である国家による監視機能は、なんら働いていないという状態であった。このような現状の中で、国家資産の運営状況の決定要因を分析する際に、国有企業における残余コントロール権（もしくは経営コントロール権）の行使状況（すなわち、国有企業および国有株式会社の経営者が、どれだけの決定権を持っているのか）を明確にすることは、非常に重要であると考えられる。

この議論に関し、NIEの研究者の中でも、とりわけ国有経済派は、政府の行政的管理が国有企業および国有株式会社の経営状況にもたらす弊害、つまり「政企混在」や「官企混在」の問題点を指摘している（趙守国 1995a, 1999；程 2000；程恩富・伍山林 2001）。国有経済派は、行政的な干渉の存在が、企業への残余コントロール権の委譲による制度効果をまったく無駄にしてしまったと主張する。しかし、ここで国有経済派は行政的干渉問題の解決方法として、所有権構造の調整による行政的干渉の排除ではなく、「(国家)所有者主導型」の株式会社のプロパティ・ライツ構造に基づいて諸機能を明確にすることによって、問題が解決されうると主張し、企業側への過剰な残余コントロール権の委譲に反対する立場を提示する。²⁶⁾

一般に、国有経済派は、残余コントロール権を完全に国有企業や国有株式会社へ委譲することには、消極的である。しかし、過度な行政関与は、当然非効率的な結果をもたらすとして、適度なコントロール権を委譲するとした上で、十分な制度的制約を課し、国家資産として統一した所有権を保持することが最良と考える。そして、このような見方に基づき、国有経済派は、国有持株会社の制度配分²⁷⁾についての政策提言を行なうのである。

これに対し、混合経済派と市場経済派は、前述の国有経済派の主張と同様に、政府と国有企業に存在する膨大な行政組織の非効率性を指摘する。しかし、その中で混合経済派は、国有企業及び国有株式会社への残余コントロール権の委譲は、多段階にわたる行政的代理関係を通じて行なわれるため、政府による行政的な干渉は避けられない²⁸⁾、と主張する。また、市場機能の導入によって、分権化された複数の行政的代理関係において、情報の非対称性と機会主義行動が発生するため、行政的エージェントによる国家資産の横領（例えば、「インサイダー・コントロール」）²⁹⁾など、深刻な現象が発生することを声高に指摘する。この分析を踏まえたうえで、混合経済派は、行政的代理関係の効率化を叫び、そのためには、企業に対しより独立した経営コントロール権を与えるべきである（楊 1995；趙 1997）と主張する。

市場経済派の研究者たちは、以上のような混合経済派の認識と対照的に、頻発している「インサイダー・コントロール」現象を批判的に見るよりは、むしろポジティブなものともみなす。市場

26) 趙 (1995a)；趙 (1999) pp.132-134；程・伍 (2001), p.162。

27) この点については、後に第3節(4)で詳しく述べることになる。

28) 趙 (1997), 楊 (1996)。

29) 移行経済において、「経営者が事実上、または法によってコントロール権を掌握し、しばしば労働者たちと結託して、会社の戦略的意思決定に彼らの利益を強く代表すること」を指す（青木, 2001, 邦訳 p.296）。

経済派によれば、その現象は企業側に政府から十分な残余コントロール権を委譲されているということの意味するものであり、かえって国有企業の経営者にとっては、一種のインセンティブとして機能すると主張する。

例えば、市場経済派の張維迎は、「インサイダー・コントロール」というものは、私的所有経済といった分野では外部所有者（一般の株式投資家）の利益を損なう可能性は十分にあるが、公的所有経済という分野においては経営者に対する一つのインセンティブとして機能すると主張する。なぜならば、公的所有の経済システムでは、国有企業の経営者は残余請求権によるインセンティブを持たないため、「インサイダー・コントロール」を通じて、個人利益を獲得しようとするためであるとする。この場合、経営者の「インサイダー・コントロール」のベネフィットは、あくまで企業が獲得した利潤から得られるものである。そのため、経営者はより多くの利益を得るために、経営効率の改善と企業収益の向上のために努力すると考えられるからである。

また、「インサイダー・コントロール」のもとでは当然、経営者は企業会計の不正操作を行ない、正常な利潤を隠そうとする。しかし、張によれば、そのことはかえって、企業の効率的運営には好影響を与えるという。つまりそうすることによって、政府が公的所有企業から徴収することの出来る企業利潤が減少してしまい、そのため、政府による赤字企業への資金注入も、資源不足のため難しくなる。そのため、政府から財政補助を得られないような業績不振の企業は、経営状況を改善するよう強いられることになり、懸案となっている国有企業の「ソフト予算制約」の問題も、緩和されるとする。³⁰⁾

同じく市場経済派の周其仁（1997）も、公的所有形態の「横店集团公司」の例³¹⁾を挙げ、（行政的干渉を受けず）十分な残余コントロール権を持つ経営者は、「コントロール権の見返り」³²⁾というインセンティブを持つと指摘する。その他、「残余コントロール権」と同時に賦与される「利潤配当権」（即ち、残余請求権と残余コントロール権における「差額」を決める権利）も、「公的所有企業」の経営者（もしくは企業家）にインセンティブ効果を与えているとし、この種のインセンティブ・メカニズムこそが、移行経済における一部の「公的所有企業」に成功をもたらした有効な制度的要因である、と周は主張する。

(3) 経営者への残余請求権の付与

改革後の国有企業と国有株式会社は、政府から多くの経営コントロール権を委譲されるように

30) 張維迎（1995c），p.267。

31) 1975年に設立した当時はシルクを生産する小規模の「郷鎮企業」であった。その後、創業者徐文栄の強いリーダーシップのもとで、1984年に郷鎮政府の行政から完全に独立し、社員全員による「集団所有」の企業形態から新たに発足した。現在はグループ全体の従業員総数は4万人を超え、総資本は50億元超の大規模な「集団企業」となっている。事業内容は、紡績業や医薬品などをはじめ、貿易、金融および娯楽産業まで幅広く進出している。2001年に、グループ全体の営業売上高は、国内の民営企業のなかで第3位を占めている。

32) 周によれば、経営者にとって、自らが行った意思決定の結果として、企業が市場で評価され、企業の規模が拡大されるようになる場合、自分が持つコントロール権も拡大していく。そのため、このような「企業家精神及び能力」が残余コントロール権と関わりをもち、それが企業家へのインセンティブ・メカニズムとして機能することになるという（周 1997，p.103）。

なった。そのため、経営者の意思決定が、企業の経営パフォーマンスを直接、左右することになる。この場合、経営者へのインセンティブ・メカニズムの構築と同時に、経営者の行動を規律づけ、制約する一連の制度の確立が重要と考えられる。これはデムゼッツとアルチアンが提示したかの有名な「チーム生産の効率を向上するには、チームのモニターに残余請求権を与えるインセンティブ・メカニズムを構築すべき」という主張とも一致すると考えられる。

このように、オーソドックスなNIEの主張は、一貫して、経営者に残余請求権を与えることに対してポジティブな立場を採用している。それに対し、中国のNIEの各派の間では、中国が現在、社会主義市場経済という独自の経済体制をとっていることもあり、この残余請求権の付与の問題については、大きな認識の差異が現れている。

3つのグループは、国家所有構造がもたらす弊害に対して、およそ、次にあげる解決方法を選択肢として提示する。つまりそれは、①経営者に残余請求権を与えるといった方法をとらず、あくまで制度的制約を課することで解決を図るか、それとも、②経営者に残余請求権というインセンティブを与えることで解決を図るか、である。

中国のNIEの中でも、国有経済派と混合経済派は、上述の①の立場を取り、国有企業・国有株式会社の経営者へ残余請求権を付与することに反対する。その理由として彼らは、もし広く経営者に残余請求権を与えてしまうと、残余請求権の分散化が進むことになり、その結果、国家所有の実体的意味がなくなってしまう、国家所有といっても、それは単なる名義上の問題となってしまう恐れがあるからである、と主張する。そのため、国有経済派と混合経済派の関心は、当然、いかなる方法を用いて、経営者を監視・規律づけの強化をはかるかということに注がれることになる。しかし、それにも拘らず、肝心の経営者を監視・規律づける方法については、両者は、全く異なる主張を展開するのである。

国有経済派は、行政による企業への残余コントロール権の委譲が不十分であること、そして、このことが国家資産の運営に非効率をもたらし、更に、企業経営者へのインセンティブを低下させる原因となっていることは認めている³³⁾。にもかかわらず、すでに見てきたように、国有経済派は、国有企業および国有株式会社へのコントロール権の委譲には、きわめて慎重である。むしろ国有経済派は、政府の行政管理部門、経営管理部門、および監視部門に関して、それぞれ機能を明確にするような制度を新設することを主張する。そしてその上で、既に経営者に残余コントロール権が、ある程度、委譲された状態の経営者の活動を規制・制約付けるというプログラムこそが、ベストな方法だと考える。

国有経済派の趙は、国有資産の管理にあたって、政府が国家のエージェントとして国家資産を管理することは、当然であり、必要であると主張する³⁴⁾。しかしこの場合、国家は所有者主体として、経営コントロール権を持つ政府側にインセンティブを与えると同時に、彼らの行動を制約しなければならない。趙は、エージェントの経営者に対するインセンティブ付与について、具体的な内容には言及していないが、政府の行政組織の各部門がもつ権利と果たすべき機能を明確にし、

33) 程 (2000) ; 趙 (1999)。

34) 趙守国 (1999), p.156。

これに沿って、経営者を規制する諸制度を設けることの重要性を主張する。彼は、「国家所有主体が所有者としての機能を果たす時、場合によって、それにかかる監視費用は非常に高いものになる。しかし、国家資産を保護は、たとえ費用が莫大であっても、それを実行しなければならない³⁵⁾」と強調する。

また、同じく国有経済派の程(2000)も、政府が果たすべき行政機能および監視機能と、企業がつ経営機能を明確にすれば、「政企混在」の問題が解決されると主張し、同時に、企業経営者の行動も制約可能であると考ええる。

しかし、混合経済派は、以上のような国有経済派の主張に対し、残余請求権の譲渡が不可能な場合、経営者に対するインセンティブ・メカニズムの構築は難しくなるとし、このことが国家所有構造における最大の矛盾点になると指摘する。混合経済派の立場は、まさに、十分なインセンティブを与えられない限り、経営者を企業利益の最大化に基づいて行動させることは不可能である、というものである。

例えば、混合経済派と目される楊瑞龍は、「国有企業の改革が単に『権利の委譲』であるとの認識は不十分である。市場は経営者に対するインセンティブ機能と制約機能を果たすメカニズム³⁶⁾であり、経営者のエージェンシー費用を低減させることになる」と市場の役割を強調する。また、同じグループに属する趙曉雷も、同様に「経営者市場、製品市場、資本市場により成立する市場メカニズムでは、価格がより客観的に市場の需給関係を反映すると同時に、企業の経営パフォーマンスを評価する。この市場メカニズムが、経営者に対する制約機能を有効に働かせる³⁷⁾」と述べ、共に市場の役割を強調する。

これに対し、市場経済派は、国有経済派と混合経済派とは異なり、上記の②の立場を取る。つまり、残余コントロール権が、既に国有企業や国有株式会社の経営者に委譲されている現状を踏まえたうえで、残余請求権と残余コントロール権の整合性を強調し、積極的に経営者へ残余請求権を付与することを主張するのである。

例えば、市場経済派の張維迎は、すでに残余コントロール権が経営者に委譲されている現状で、経営者の意思決定や企業の経営パフォーマンスに対して監視を行うことが、不可能と言えるほど難しいことを強調する。そして「残余請求権については、それを従業員に与える——あるいは残余請求権を均等に分配する——より、経営者に委譲したほうが有効である³⁸⁾」と指摘する。

また、同じく市場経済派の周其仁(2002)は、「人的資本」の相対価格の変化から、経営者への残余請求権の付与によるインセンティブの必要性を強調する。周は、郷鎮企業のプロパティ・ライツ構造の変化の実態を分析し、中国の企業間競争が製品市場から徐々に要素市場に移り変わっていることを明らかにする。そして、この要素市場での競争激化が、企業家など「人的資源」の相対価格を上昇させ、経営コントロール権の企業家への委譲を導くことになるというので

35) 前掲書, p.246。

36) 楊瑞龍(1997), p.273-275。

37) 趙曉雷(1997), p.235。

38) 張維迎(1994), p.294。

ある。周は、「所有権と経営コントロール権の分離が進むにつれ、残余請求権を政府機構と企業家個人との間に明確に帰属させるという、プロパティ・ライツ構造の改革が、早急に断行されなければならない時期になった³⁹⁾」と述べ、残余請求権の経営者への付与の必要性を強く主張する。

(4) 国有企業の民営化と改革の方向性

以上のように、国有経済派、混合経済派、市場経済派の間では、国家所有構造がもたらした非効率性を分析する際の視点、政府と企業間におけるエージェンシー関係に対する見方、企業に委譲される残余コントロール権に対する視点において、また、国有企業および国有株式会社の経営者への残余請求権の付与に関しても、明らかに大きな相違点が見られる。われわれは更に、こういった議論をより深く分析することで、国有企業の改革の方向性、国家所有の民営化の問題についても、3つのグループ間の主張の中に大きな相違が存在することを、明らかに出来ると考える。

国有経済派は、終始一貫して、国家所有権の統一性を強調し、国有企業の改革イコール私的所有への移行という認識を強く批判し、「集団所有」や基金などの状態にある、公的所有形態の制度的変更をより強化すべきであると主張する。具体的な改革の方案として、国有経済派は、国有持株所有構造をより推進することが、進むべき改革であると、その方向性を示している⁴¹⁾。

それに対し、混合経済派の研究者は、私的所有制度の効率性を認める一方、趙曉雷が主張するように、「私有化への変更は、経済的な問題でありながら、政治や社会、イデオロギーと価値観の問題にも関わりを持っている。そのため、場合によって、私有化は大きな社会問題を引き起こす可能性があり、改革の社会的費用を高くしてしまうこともある⁴²⁾」という立場を堅持する。そして、ラディカルな所有制度の変化が社会に与えるマイナスの影響を強調し、急進的な私有化への移行には、強く反対する。

混合経済派は、(利潤が望めないため)私的所有形態が参入しない産業の保護、また市場の失敗を補うという国有企業の役割を強調し、それぞれの産業分野に見合った、よりきめ細かい改革方向を提案する。より具体的には、公共財を提供する産業(国防、道路)と公共性を持つ産業(電力・ガス産業、マスコミ業など)では国有国营の経営構造を維持すること、更に自然独占産業(エネルギー産業、通信産業など)では、国有持株会社への形態変更を行うこと、(サービス業を中心とする)競争性の高い産業では、株式化もしくは民営化を進展すること、といったことを主張する⁴⁴⁾。

市場経済派は、国有企業の経営コントロール権が経営者に委譲されている以上、経営者へ残余請求権を付与することも認めざるをえなくなると強調する。このような観点に立ち、市場経済派は、所有権構造の改革は、(国家所有や私的所有などを含めた)あらゆる所有形態の競争参加を認

39) 周其仁(2002b), p.11.

40) 程・伍(2001), p.162.

41) 前掲書, p.161; 趙守国(1999), p.256.

42) 趙曉雷(1997), p.241.

43) 楊(1995), p.21.

44) 楊(1996), pp.301-309; 趙曉雷(1997), pp.238-240.

め、市場競争の「適者生存」の規則にしたがって行なわれるべき、との主張を展開する。

例えば、市場経済派の張維迎は、国家所有企業の経営者による「インサイダー・コントロール」現象が深刻になり、もし国家が「株主」としての監視機能を十分に果たせないなら、得られる残余利潤がゼロ、もしくはマイナスになる可能性すらある、と指摘する。張は「財産など生産要素に対する所有権と、企業における残余権利（残余請求権と残余コントロール権）とは異なる」と述べ、更に国家資産の債権化を提案し、「国家は企業をコントロールする意味での所有者をやめ、資産の運用から固定の収入（利息）を得るような所有者（債権者）になることが、より効果的である」と主張する。また、彼は、「国家は『債権者』になることによって、企業が倒産しない限り、監視活動をほかの株主に任せ、固定の収入および利息を回収さえすればよくなる⁴⁶⁾」と指摘し、債権化のメリットを強調する。

同様に周其仁も、国家所有株の民間への譲渡を主張する。周は、「国家株の譲渡は、今まで政府の審査と決裁によって、限られた範囲内で小規模に実行されているため、より広い範囲での入札競争をもって、適切な譲渡価格をつけることも不可能である⁴⁷⁾」と指摘し、「国有株を交渉によって譲渡する場合、交渉相手の中に、非国有機構と個人を取り入れることは、非常に重要である」と強調し、それによるより一層の国有企業の民営化を強く推奨する。

このように、市場経済派は、従来のプロパティ・ライツ構造を再構築するには、自由な競争環境の下で国有企業と非国有企業を等しく競争させ、その結果、産業全体の所有形態の分布が自律的に決まることが、最も重要であると考えている。そして、それにより、経済全体の効率性も向上すると主張するのである。

(5) 中国のNIE論争に関する再検討

当論文は、中国のNIEの諸研究がどのように展開されているのか、また、それらの間の主張の異同は何か、について検討するものである。この議論は、中国のNIE内のアカデミックな問題だけでなく、移行経済をいかに評価するのか、更に、中国の企業制度改革としていかなる政策が提示すべきか、といった問題とも深く関係している。

そこで、この問題をより深く検討するために、中国のNIEの諸学派の方法を特定の尺度と比較することで、より明確に浮き彫りにしてみたい。ここで尺度として用いるのは、これまで欧米研究者によって展開されてきたオーソドックスなNIEである。そこで以下、中国NIEの3つのグループの主張をオーソドックスなNIEとの比較という点から再構成し、吟味してみる。

まず第1に、中国のNIEは旧制度派に近い見解を持つものが存在することが挙げられる。それは具体的には、国有経済派の主張に強く反映されている。国有経済派は基本的に、行政的干渉を緩和しさえすれば、経営者へのインセンティブ機能が働くと考え、企業や経営者に対する経済的インセンティブ付与の問題を無視している。彼らは、政府を中心とする公的所有組織が、最も

45) 張維迎 (1994), p.292。

46) 前掲書, p.294。

47) 周其仁 (2002a)。

効率的な制度配置であると認識し、企業を政府の行政組織における一つの下層組織としか見なさない。このような考えはオーソドックスなNIEが持つ基本的視点——つまり、市場競争による淘汰システムといった私的秩序、もしくは自生的秩序といったものが、政府による介入やデザインといったものから独立して存在するとするもの——とは異なっている。実際、国有経済派の「国家所有及び共同所有至上」の見解は、公的秩序こそが市場を秩序付け、市場の不確実性を低めると認識する観点なのである。⁴⁸⁾

このような考えの背後には、経済活動は個々の経済主体ではなく、国家や政府の行政統制によって営まれるべきであるという全体論的観点の存在が、考えられる。これは、個人を経済活動の単位として見なすオーソドックスなNIEの方法論とは、相反するものである。したがって、国有経済派は、NIEの用語を使っているものの、実質的には、個ではなく全体のみを考慮する方法論の全体主義に基づいた研究アプローチであり、同じ制度主義的な研究と言っても、ウェブレンに代表される旧制度派、もしくはネオ制度派経済学と非常に似かよっていると見てよい。

現在、中国の国有企業の経営者による「インサイダー・コントロール」が深刻な問題を招いているといわれる。国有経済派は、このような状況の中でもなお、経済的インセンティブを無視し、制度的制約によってエージェンシー問題の解決を図るという代替案を提示する。しかし、この彼らの観点は、実に現実味の欠けたものと言える。なぜならば、もしここで、彼らの考えに従って政策を実行するとすると、すでに経営者に委譲した権利を行政的な権力により回収するということになる。そのような政策の実行可能性は、甚だ低いものであろうし、たとえ敢行したとしても、結果的には、莫大な費用（社会的な不安をもたらすことも含め）を払わねばならないであろう。さらに、国有経済派は、従来の国家所有構造の非効率を指摘しているにもかかわらず、彼らによる解決案は、市場競争の機能を無視したものであり、その上、膨大な行政組織より生まれる莫大な社会コストを考慮していない。まさに国有経済派の主張は、経済的効率性を無視するものであり、以前の計画経済に基づく理論的構想から一歩も進んでいないものである、と言っても過言ではないであろう。

第2に、混合経済派はそれに対して、オーソドックスなNIEと同様、基本的に方法論的個人主義に立ち、費用—収益の観点から制度の効率性を分析する。しかし混合経済派は、中国で実際に進行している移行経済の個々の具体的状況に、強く着目し、欧米に範をとったオーソドックスなNIEとは、異なる理論的結論を導いている。

混合経済派もオーソドックスなNIEと同様、改革の社会的費用（Cheung 1986のいう制度の変更費用）に着目するが、その主張は、「既得権益者が抵抗を起こす前に、制度変更を行なうべきだ」というチャン（Cheung, 1986）等のオーソドックスなNIEの主張とは大分異なっている。つまり、混合経済派は、中国における実態分析を基にして、ラディカルな制度変化が社会に与える社会的費用——例えば1989年に起きた社会的混乱が招いた損失——といったものが、チャンが考慮しているコストに比べ、ずっと大きいと分析する。そして、この急激な制度変化への各階層の

48) 新制度学派と旧制度学派・ネオ制度主義の市場や企業組織に関する見方の違いは、第2節(2)を参照されたい。

人々の受容力を勘案すれば、ラディカルな制度変化は論理的に可能であっても、移行経済の個別的な状況を考慮すると、経験的には実現が困難であるという結論を提示するのである。実際、既得権益者による抵抗は、多大なコストを生むが、混合経済派の指摘のように、それ以上に、既得権益者以外の大多数の階層の人々が、急激な制度変更から受けるショックと、そこから生ずる費用も、甚大であることも紛れの無い事実かもしれない。混合経済派のこの主張は、経済改革の経験から得られたもので、その意味での妥当性も、ある程度は支持されると考えられる。しかしこの視点は逆に、理論よりも現実、実際の政策を重視しようとする混合経済派の傾向を如実に反映したものである。別言すれば、混合経済派の論証が、中国のこれまでの政策に余りに引きずられているのではないか、という批判が、この点においては、十分該当すると考えられるのである。

第3に、市場経済派は、方法論的个人主義に立ち、個々の経済行為者が制度の生成や変化に関わっているのかという点から分析を展開する。市場経済派は、このような前提から、従来の公的所有経済は、個々人の経済的欲求を無視し、個人へのインセンティブを考慮しないため、効率性に欠けているという。また、彼らは、制度の選択は政治的なイデオロギーによって人為的に選ばれるのではなく、多様な選択肢による競争の結果であるべきと主張する。それは「自由な競争環境の下で国有企業と非国家企業を等しく競争させ、産業全体の所有形態の分布が自律的に決まる⁵⁰⁾」という政策的提言に表されている。

市場経済派の主張は、中国 NIE の3つのグループの中では、コース、およびアルチアンとデムゼッツ等により提示されたオーソドックスな NIE の主張に最も近く、その理論展開も論理的に首尾一貫しており、この点では高く評価できるものである。しかし、市場経済派の課題も決して少なくないが、その中でもっとも重要なものは、彼らの考えや政策的提案が、移行期にある中国において、果たしてどれだけの有効性を発揮できるのかという点にあると考えられる。そのため、今後彼らの提言が、中国の移行経済の実践に対しどれ程の影響を与えられるか、改革政策にどれだけ反映されるか、更に、これらの提言が中国の移行経済の経済的パフォーマンスに対し、いかなる貢献をするのか大いに注目されると考えられよう。

ここで、以上のような学説を中心とした考察に加えて、より経験的な情報内容との関連から見て行きたい。ここで中国 NIE の諸研究を、現実に中国の国有株式会社のガバナンス・システムと所有制度の変化のデータと照らして見ると、以下の含意を付け加えることができる。⁵¹⁾

第1に、中国の NIE の3つの代表的なグループの主張は、企業制度改革の3つの段階を如実に反映していると考えられる。具体的には、国有経済派は、1980年代中期までに行なわれた自主権の委譲と行政的な分権化の初期の改革段階を反映し、混合経済派は、その以後から1997年までのあいだに、株式化への変更という政策が打ち出され、所有構造の変更に踏み切った段階を色濃く反映していると思われる。そして、市場経済派は、1997年以降の国有企業改革のテンポを速め

49) 趙曉雷 (1997)。

50) 張維迎 (1995a), 周其仁 (2002a)。

51) 中国株式会社のガバナンス・システムの変化とその現状については、李 (1998) を参照されたい。経済改革後に、私的所有の発生とその成長過程、現状に関しては、楊 (2003) を参照されたい。

た「3年計画」の実施、および経営者や技術者にストック・オプションの付与に関する条例が出された近年の改革段階の状況を踏まえた上で、同じ傾向・条件が今後続くとしたらという仮定で、改革の進展を示そうとしたものであると考えられる。

現在、国有株式会社のガバナンスにおいて実際、従業員による会社株式の一部所有、および監査役会への従業員の参加が法的に規定されるようになってきている。これは、混合経済派の「共同所有型」企業という提言をある範囲内で反映したものであるが、それと同時に、経済改革以前に盛んに提唱された、共同所有制度の重視という主張が未だ強く残っていることを色濃く示している⁵²⁾と思われる。しかし近年、私的所有経済の急成長、及び経営者に対するストック・オプション制度、および社外取締役の導入といった、英米型ガバナンス・システムの要素が導入された制度を強制的に設置するという政策が、現在進行中である。以上のこと等を勘案すると、今後、市場経済派の考え方が改革をリードしていく傾向に変わっていくことが十分考えられる。

そして最後に、中国の産業における現状を述べてみる。現在最も重要なこととしては、非国家所有経済が急速な発展を続けていること、またこれが中国の経済成長に対しては大きな影響を与えていること、である。実際、2005年に、国家株などの非流通株を流通株に転換する通達が出された。このことは、市場経済派の主張——個人に権利を明確に帰属する所有制度は、他の所有制度に比べて高い効率性を実現する——すなわち、オーソドックスなNIEの基本的な仮定が、中国の移行プロセスにおいても、徐々に支持され始めてきたとみなすことができる。

4. 結語

中国のNIEの理論研究とそこでの論争をレビューしてみると、中国における企業制度に関わる関心が、市場経済システムが既に整備されている日本や欧米諸国に比べて、経済システムをいかに整備するかという、制度の根幹的側面に対する問題に強く向けられていることが分かる。具体的には、それは、経済活動に関わる制度が、果たして国家や政府によるコントロールの下で設計・運営されるものなのか、あるいは、制度の運営を一部の集団にコントロールを任せるよりも、個人間の相互作用において生成したルールに任すべきなのか、もしくは、政府と個人の間における適切なフィードバック・システムを通じて行なわれるべきものなのか、といったものである。

そのため、3つのグループの論争は、中国の制度移行のプロセスで発生する特有な問題に限らず、全ての経済システムや制度の根本的な性格に対する議論と大きく関わっていると考えられる。

ソビエト・東欧をはじめとして、社会主義計画経済の体制下にあった多くの国々が市場経済システムへの移行を始めて、早くも20年以上経過した。それぞれの国は、異なる経済的・政治的状況の下、それぞれの国に最も適合すると思われた独自の移行政策と移行プロセスを採用してきた。われわれは、このような現実の移行経済の進行、並びにそこにおける制度上の諸問題をつぶさに観察することで、多くの貴重な経験的証拠もしくは教訓といったものを得ることが出来た。

52) 私的所有経済の現状、及びそれが国有企業改革と中国経済の成長への寄与について、楊(2003)を参照。

そもそも NIE は、制度や制度の変化を主たる分析対象とする研究である。このような特徴を持った理論研究である以上、上で述べた現実の移行経済における経験的結果は、NIE の諸仮説に対する重要なテストのための証拠となると同時に、それ自体の新たな理論展開にとっても高い発見的価値を有するものであると考えられる。

主要参考文献

- Alchain, A. and H. Demsetz. (1972) "Production Information costs, and Economic Organization", *American Economic Review* 72: 777-795.
- Barzel, Y. (1997) *Economic Analysis of Property Rights*: Cambridge University Press. (丹沢安治訳『財産権・所有権の経済分析——プロパティ・ライツへの新制度派のアプローチ』白桃書房 2003)。
- 程思富主編 (2000) 《当代中国经济理論探索》上海財經大学出版社。
- 程思富・伍山林著 (2001) 《企業学説与企業変革》上海財經大学出版社。
- Cheung, S. (1986) *Will China Go Capitalist?* London: Institute of Economic Affairs.
- Cheung, S. (1992) "On the New Institutional Economics", in L. Wein and H. Wijkander (eds.): *Contract Economics*, pp.48-65.
- Coase, R. (1988) *The Firm, The Markets, and The Law*, Chicago: The University of Chicago. (宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳『企業・市場・法』東洋経済新報社 1992)。
- Demsetz, H. (1967), "Toward a Theory of Property Rights", *American Economic Review*, 57: 347-359.
- Demsetz, H. (1983), "The Structure of ownership and the theory of the firm", *Journal of Law, Economics and Organization*, vol.26: 375-390.
- Grossman, S. and O. Hart (1986) "The Costs and Benefits of Ownership: A Theory of Vertical and Lateral Integration," *Journal of Political Economy*, 94: 691-719.
- Groenewege, J. and J. Vromen (1997), *Evolution Economics and Path Dependence*, Brookfield, Vt: Edward Elgar.
- 韓愛 (2003) "私有財産的憲法保障"《司法研究》第 6 期。
- Hart, O. (1989) "An Economist's Perspective on the Theory of the Firm", *Columbia Law Review*, Vol.89, No. 7: 1757-1774.
- Hart, O. and J. Moore (1990), "Property Rights and the Nature of the Firm", *Journal of Political Economy*, 98: pp.1119-1158.
- Lakatos, I. (1970), "Falsification and the Methodology of Scientific Research Programmes", in I. Lakatos and A. Musgrave (eds.): *Criticism and the Growth of Knowledge*, pp.91-195.
- Latosi, S. J. (1972), "Situational Determinism in Economics", *The British Journal for the Philosophy of Science*, 23, pp.207-245.
- Latosi, S. J. (1976), "The Limitations of Single-Exit Models: Reply to Machlup7, *The British Journal for the Philosophy of Science*, 27, pp.51-60.
- North, D. (1986), "Institutions, Transaction Costs and Economic Growth", *Economics Inquiry* 3: 419-428.
- North, D. (1990), *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, New York: Cambridge University Press.
- Rutherford, M. (1994), *Institutions in Economics — The Old and New Institutionalism*, Cambridge University Press.
- 植竹晃久 (1994) 「コーポレート・ガバナンスの問題状況と分析視点：現代企業の統治メカニズムと経営行動の研究序説」『三田商学研究』37巻 2 号, pp.49-63。
- 渡部直樹 (1991) 「新制度派主義アプローチの方法論的基礎に関する一考察」『三田商学研究』34巻第 1 号, pp. 62-71。
- 楊錦華 (2003) 「中国における新制度経済学の展開——私営経済の台頭との関連から——」『アジア経営研究』第 9 号, pp.89-96。
- 楊錦華 (2004) 「中国における国有株式会社改革と新制度派経済学の論争——所有制度とコーポレート・ガバナンス・システムの側面から——」慶應義塾大学博士号学位請求論文。

- 楊瑞龍 (1993) “論制度供給”《經濟研究》第 8 期。
- 楊瑞龍 (1995) “国有企業股份制改革的理論思考”《經濟研究》第 2 期。
- 楊瑞龍 (1996) 《現代企業產權制度》中国人民大学出版社。
- 張建偉 (2000) “現實主義，制度主義与中国經濟学發展”，《中国社会科学》第 4 期。
- 張軍 (1993) “中央計画經濟下的產權和制度變遷理論”《經濟研究》第 5 期。
- 張軍 (1994) “社会主义的政府与企業：從‘退出’角度的分析”，《經濟研究》第 9 期。
- 張維迎 (1994) “從現代企業理論看中国国有企業的改革”，轉載于《企業的企業家——契約理論》1997。
- 張維迎 (1995a) “関与中国国有企業改革的幾個理論問題”，轉載于《企業的企業家——契約理論》1997。
- 張維迎 (1995b) “公有制經濟中的委托人——代理人關係：理論分析和政策含意”《經濟研究》第 4 期。
- 張維迎 (1995c) 《企業的企業家——契約理論》上海三聯書店・上海人民出版社。
- 趙守国 (1995a) “權能分解，產權結構及其制衡機制——国有企業產權制度的理論分析”《西北大学学报》第 1 期。
- 趙守国 (1995b) “从科斯定理的實質看企業產權界定的效率”《西北大学学报》第 4 期。
- 趙守国 (1999) 《企業產權制度研究》西北大学出版社。
- 趙曉雷 (1997) 《現代公司產權理論与實務》上海財經大学出版社。
- 趙曉雷 (2000) 《中国現代經濟理論1949—2000》上海人民出版社。
- 周其仁 (1996) “市場里的企業：一個人力資本与非人力資本的特別合約”，《經濟研究》第 6 期。
- 周其仁 (2002a) “永遠の国有股？”，北京大学中国經濟研究中心ホームページ。
- 周其仁 (2002b) 《產權与制度變遷——中国改革的經驗研究》社会科学文献出版社。

[關東学院大学經濟学部非常勤講師]

